

**(2) 福祉用具貸与価格の適正化に関する
調査研究事業
(結果概要)**

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 本調査においては、福祉用具貸与価格の上限設定の見直しが3年に1度とされたことによる介護保険給付の適正化や財政的な影響・効果、及び上限価格の見直しが行われたことによる福祉用具貸与事業所の経営動向や事務負担、利用者へのサービス提供への影響等を改めて確認し、今後の福祉用具貸与サービスの制度等に対する検討課題を抽出することを目的として実施した。
- ※福祉用具貸与価格は事業所が定めるが、介護保険給付としては上限設定が行われており、3年に1度貸与価格の上限見直しが実施される。介護保険による給付としては上限の範囲内とされており、上限を超えた場合は給付しないものとされている。

2. 調査方法

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

※レコードとは、介護給付費明細書の明細欄に記載された1件ごとの請求内容のことを指す。

調査対象	分析対象期間	総貸与件数(レコード数)
介護保険総合データベース(DB)に登録された福祉用具貸与(介護予防を含む)の請求全データ(「給付実績情報作成区分コード」が「新規」のレコード)	平成29年10月サービス提供分(1回目上限価格の公表前・施行前)	7,864,705
	平成30年10月サービス提供分(1回目上限価格の公表後・施行後)	8,425,585
	令和元年10月サービス提供分(消費税増税後)	8,895,527
	令和2年4月サービス提供分(2回目上限価格の公表前・施行前)	9,496,851
	令和3年4月サービス提供分(2回目上限価格の公表後・施行後)	9,798,185
	令和4年4月サービス提供分(3回目上限価格の公表前・施行前)	10,342,931
	令和5年4月サービス提供分(3回目上限価格の公表前・施行前)	10,780,748
	令和5年10月サービス提供分(3回目上限価格の公表前・施行前)	11,033,168
	令和6年4月サービス提供分(3回目上限価格の公表後・施行後)	11,170,878

B. 貸与事業所実態調査:事業所調査

※令和6年4月貸与分より見直しされた貸与価格の上限が介護給付費へ与える影響を、平成30年10月の初回、令和3年4月の2回目の貸与価格の上限の設定の影響と比較して分析するため、9時点のデータを用いる。

調査対象		母集団	抽出方法	発出数	回収数	回収率	有効回収率
福祉用具貸与事業所	事業所票	7,078	悉皆	7,078	3,330	47.0%	46.3%
	利用者状況調査票※1	2,657,691	有意抽出※2	14,156	6,160	43.5%	42.5%

C. 貸与事業所ヒアリング調査

- ※1 介護保険総合DBにおける令和6年5月請求実績のある事業所の利用者を母集団としている。
※2 1事業所あたり2票とし、福祉用具貸与事業所に送付。

調査対象	対象事業所数
福祉用具貸与事業所	B.貸与事業所実態調査の回答事業所のうち、3カ所を抽出※3事業所の法人規模や所在地域等を踏まえ、小規模2カ所、大規模1カ所の選定を行った。

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

3. 調査結果概要

① 福祉用具貸与の現状

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【使用したデータ総数：概要】

- 全体のレコードの件数は、平成29年10月貸与分が約790万件、平成30年10月分が約843万件、令和3年4月分が約980万件、令和5年10月分が約1,100万件、令和6年4月分が約1,117万件であり、増加傾向であった。
- 利用者1人あたり貸与額は、平成29年10月貸与分が12,934円、平成30年10月分が12,708円、令和3年4月分が13,021円、令和5年10月分は13,461円、令和6年4月分は13,454円であった。

図表1 【介護DB分析】福祉用具貸与の実績

	総数(全体)				
	H29/10	H30/10	R3/04	R5/10	R6/04
総貸与件数(レコード数)	7,864,705	8,425,585	9,798,185	11,033,168	11,170,878
総貸与額	27,579,200,510	28,422,651,370	32,601,900,300	36,701,189,660	36,987,282,340
貸与商品数 ^{※1}	14,635	11,387	11,956	12,397	12,579
利用者数	2,132,298	2,236,516	2,503,837	2,726,559	2,749,255
利用者1人あたり貸与額	12,934	12,708	13,021	13,461	13,454
請求事業所数	7,325	7,207	7,124	7,250	7,171

※1 貸与商品数は、介護保険総合データベースの各請求レコードにおける摘要欄に記載された商品コードの件数である。

注1) 本分析では、介護保険総合データベースにおける「決定後単位数」×10を貸与額として計算している。

注2) 令和元年10月貸与分以降の総貸与額、利用者1人あたり貸与額は令和元年10月の消費税引き上げ分を含む。

【分析方法】

- ・平成29年10月、平成30年10月、令和3年4月、令和5年10月、令和6年4月貸与分の全データ(返戻・過誤請求分のデータ、1か月未満の貸与実績があるデータ等を含む)を用いて分析。

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

3. 調査結果概要

① 福祉用具貸与の現状

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【貸与種目別の実績】

- 令和3年4月から令和6年4月の変化に着目すると、分析対象データのレコード件数は令和3年4月では約854万件であったのが、令和6年4月には約976万件に増加していた。種目別では移動用リフト、自動排泄処理装置以外のすべての種目においてレコード件数が増加していた。
- レコード件数と同様に、令和3年4月から令和6年4月の総貸与額は令和3年4月は約292億円であったのに対し、令和6年4月には約331億円に増加していた。

図表2 【介護DB分析】貸与種目別の実績

貸与種目	レコード件数(件)					総貸与額(円)				
	H29/10	H30/10	R3/04	R5/10	R6/04	H29/10	H30/10	R3/04	R5/10	R6/04
車いす	603,467	617,047	661,824	707,191	709,877	4,029,881,100	4,076,511,350	4,451,561,580	4,869,608,430	4,894,737,730
車いす付属品	210,647	217,299	226,421	229,259	228,912	418,997,330	415,848,680	431,291,610	429,825,220	426,966,100
特殊寝台	775,957	805,671	890,844	942,832	951,019	7,012,237,560	7,073,484,540	7,635,844,450	7,990,209,280	8,011,771,090
特殊寝台付属品	2,250,770	2,397,898	2,690,456	2,866,585	2,901,337	2,959,267,340	3,031,749,340	3,354,568,430	3,597,221,740	3,630,178,280
床ずれ防止用具	184,619	188,418	198,947	203,423	205,562	1,212,351,420	1,225,456,890	1,293,901,680	1,337,007,590	1,355,912,870
体位変換器	32,435	38,522	54,248	67,045	70,453	96,799,430	134,734,350	216,225,970	259,789,580	267,299,340
手すり	1,545,596	1,768,676	2,321,407	2,802,416	2,916,768	4,646,759,960	5,218,627,870	7,136,327,480	8,994,913,080	9,337,363,100
スロープ	251,054	303,232	386,034	460,445	458,267	755,423,420	858,244,930	971,803,180	1,070,427,360	1,059,880,960
歩行器	619,000	672,489	807,312	924,183	942,571	1,871,975,430	1,995,643,700	2,420,007,860	2,802,185,170	2,857,719,460
歩行補助つえ	160,333	183,010	225,226	285,517	293,391	185,389,630	201,921,880	243,708,970	311,020,700	314,485,410
認知症老人徘徊感知機器	26,251	28,066	32,941	32,854	33,352	170,864,680	180,046,740	217,120,950	224,889,190	227,445,370
移動用リフト	47,865	46,776	48,210	45,023	44,927	768,585,160	745,825,600	783,109,690	753,074,620	748,193,030
自動排泄処理装置	865	738	534	341	322	8,001,670	6,715,850	5,033,880	3,269,940	3,096,400
全レコード	6,708,859	7,267,842	8,544,404	9,567,114	9,756,758	24,136,534,130	25,164,811,720	29,160,505,730	32,643,441,900	33,135,049,140

※1 本分析では、介護保険総合データベースにおける「決定後単位数」×10を貸与額として計算している。

※2 貸与商品数は、介護保険総合データベースの各請求レコードにおける摘要欄に記載された商品コードの件数である。

※3 令和3年4月貸与分以降の総貸与額、利用者1人あたり貸与額は令和元年10月の消費税引き上げ分を含む。

※4 一部、レコード件数が減っている種目については、集計時点の商品コード一覧に存在する商品に限定しているため、古い時点では商品コード一覧に存在したが、登録を抹消した等の理由により、過去分のレコード件数が少なくなっている可能性がある。

【分析方法】

- ・平成29年10月、平成30年10月、令和3年4月、令和5年10月、令和6年4月貸与分の分析対象データ(返戻・過誤請求分のデータ、1か月未満の貸与実績があるデータ等を除く)を用いて分析。

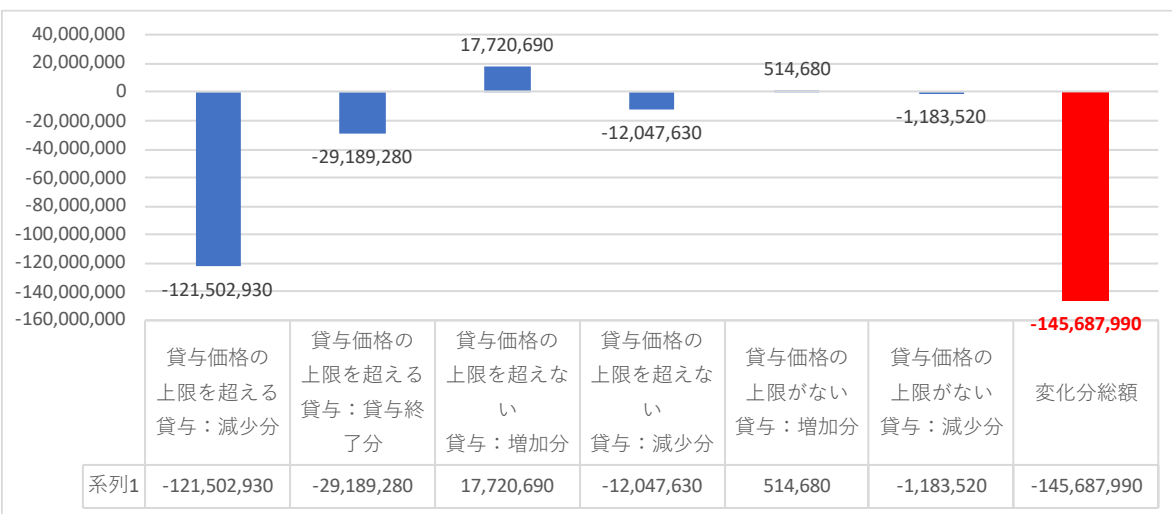
(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【事業所別商品別貸与額の変化】

- 貸与価格の上限設定による、利用者負担額を含む金額の影響を分析した。
- 分析対象データを用いて、令和5年10月貸与分と令和6年4月貸与分の貸与価格の変化を、貸与価格の変化がなかった商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超える貸与をしていた商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超えない貸与をしていた商品、貸与価格の上限がない商品に分類したうえで集計した結果(「貸与価格の変化がなかった商品」は変化額が0のため、掲載なし)は、約1億5千万円(0.4%)の減少と計算され、平成30年度調査結果の2.0%減少、令和3年度調査の0.9%減少と比べて、少なかった。

図表3 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の変化(令和5年10月貸与分から令和6年4月貸与分)



図表4 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の
経年変化

	分析対象 総貸与額(円)	変化分 総額(円)	貸与額の 変化割合
H30/10 (初回)	22,162,947,830	▲452,962,620	▲2.0%
R3/4 (2回目)	27,636,055,790	▲260,883,940	▲0.9%
R6/4 (3回目)	32,643,441,900	▲145,687,990	▲0.4%

【分析方法】

- 令和5年10月・令和6年4月貸与分のデータ(月遅れ請求を含む、1か月未満の貸与実績がある利用者、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」と照合できない利用者、被保険者情報要介護状態区分コードが2件以上の利用者については当該利用者の全データを除外)について、①貸与価格の上限を超えていた商品、②貸与価格の上限がある商品のうち、貸与価格の上限を超えていなかった商品、③貸与価格の上限がない商品に分類(「貸与価格の変化がなかった商品」は変化額が0のため、掲載なし)。分析対象レコード数:9,567,114件。
- 上記データについて、貸与価格の変化がなかった商品については価格の変化がなかったため変化分としては計上しなかった。商品別・事業所別で令和5年10月貸与分と令和6年4月貸与分のデータを比較し、①については、事業所別で価格の引き下げがあったものは価格の引き下げ分の費用を、貸与商品の終了(または変更)があった場合は、上限を超えた分の費用を減少分として計上した。②及び③については、事業所別で価格の引き下げまたは引き上げがあった分を変化分として計上した。

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【令和6年4月に設定された貸与価格の上限の状況】

- 令和5年10月貸与分(3回目見直し前)のデータにおいて、令和6年4月以降(令和6年7月以降に適用される新商品を除く)に貸与価格の上限設定のある商品において、貸与価格の上限を超える金額は約1億1千万円であり、貸与価格の上限が設定された商品の総貸与額の割合は14.7%であった。
- (参考)令和3年度調査における貸与価格の上限設定の見直しによる財政的な影響は1か月あたり約1億9千万円、貸与価格の上限が設定された商品の総貸与額の割合は15.7%であった。

図表5 【介護DB分析】貸与種目別貸与価格の上限を超える状況(令和5年10月貸与分)

名称	R5/10						
	全体		令和6年4月に上限が設定された商品 (令和6年4月適用分)			全体の総貸与額に 占める、 令和6年4月に上限 が設定された商品 の総貸与額の割合 (④÷②)	令和6年4月に上 限が設定された 商品の総貸与額 に占める、上限 を超える分の総 額の割合 (⑤÷④)
	①貸与件数 (件)	②総貸与額 (円)	③上限を超える 貸与件数 (件)	④上限を超える総 貸与額 (円)	⑤上限を超える分 の総額 (円)		
車いす	707,191	4,869,608,430	77,526	596,696,040	9,164,820	12.3%	1.5%
車いす付属品	229,259	429,825,220	23,778	52,772,950	1,786,060	12.3%	3.4%
特殊寝台	942,832	7,990,209,280	126,739	1,147,574,480	19,703,190	14.4%	1.7%
特殊寝台付属品	2,866,585	3,597,221,740	213,215	229,847,800	9,989,200	6.4%	4.3%
床ずれ防止用具	203,423	1,337,007,590	30,233	222,585,300	2,243,850	16.6%	1.0%
体位変換器	67,045	259,789,580	9,433	40,066,690	858,330	15.4%	2.1%
手すり	2,802,416	8,994,913,080	457,576	1,726,949,710	45,049,420	19.2%	2.6%
スロープ貸与	460,445	1,070,427,360	80,150	199,147,210	4,396,060	18.6%	2.2%
歩行器貸与	924,183	2,802,185,170	99,277	341,593,100	6,888,260	12.2%	2.0%
歩行補助つえ	285,517	311,020,700	67,964	86,620,840	3,003,400	27.9%	3.5%
徘徊感知機器	32,854	224,889,190	4,905	37,196,400	899,670	16.5%	2.4%
移動用リフト	45,023	753,074,620	7,151	128,739,570	1,496,780	17.1%	1.2%
自動排泄処理装置	341	3,269,940	61	654,740	15,460	20.0%	2.4%
合計	9,567,114	32,643,441,900	1,198,008	4,810,444,830	105,494,500	14.7%	2.2%

【分析方法】

- ・ 令和5年10月貸与分のデータにおいて、令和6年4月以降(令和6年7月以降除く)に設定された貸与価格の上限を適用した場合のシミュレーションを実施。

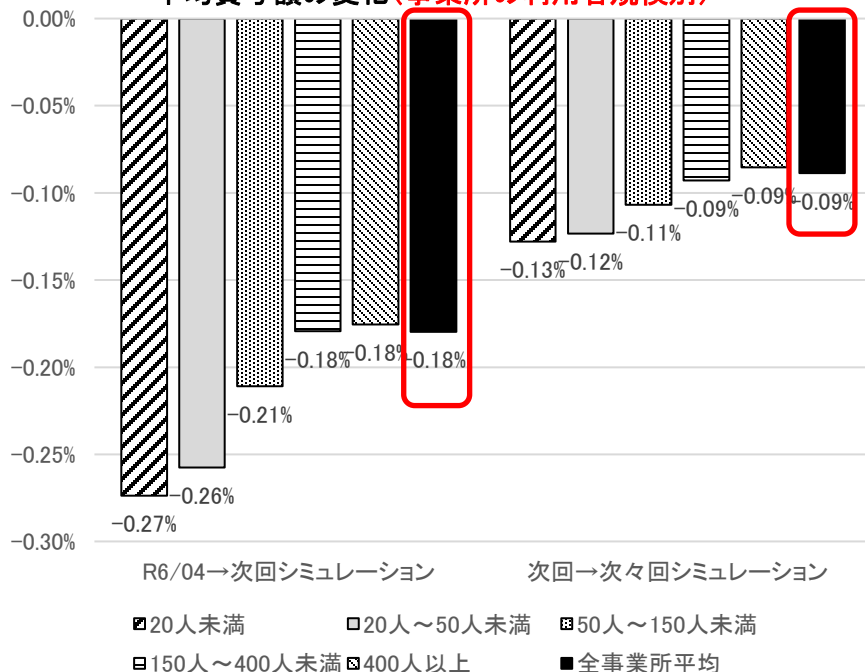
(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

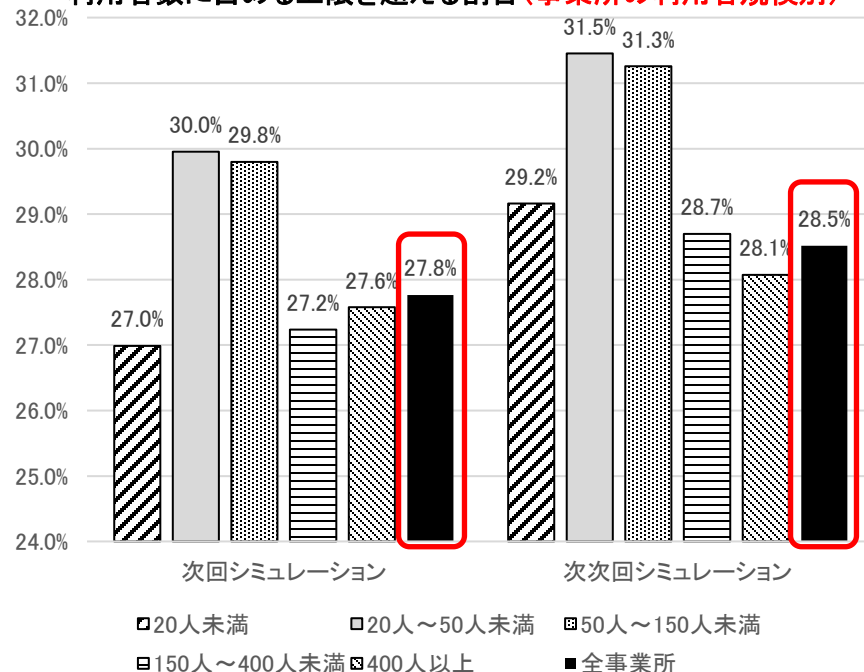
【貸与価格の上限を用いたシミュレーション】

- 令和6年4月貸与分のデータを用いて、商品別に平均価格及び標準偏差を算出し、新たな貸与価格の上限を試算した。試算された新たな貸与価格の上限を用いて平均貸与額の減額シミュレーションを行った。その結果、平均貸与額は次回では0.18%、次々回では0.09%減少する試算となった。
- 貸与価格の上限を超える貸与が1件以上ある利用者の割合は、次回シミュレーションでは27.8%、次々回シミュレーションでは28.5%であった。

図表6 【介護DB分析】貸与価格の上限を用いたシミュレーション
平均貸与額の変化(事業所の利用者規模別)



図表7 【介護DB分析】貸与価格の上限を用いたシミュレーション
利用者数に占める上限を超える割合(事業所の利用者規模別)



【分析方法】

- ・ 令和6年4月貸与分のデータを用いて分析。分析対象レコード数:11,170,878件。貸与価格の上限がある全ての商品について、平均価格及び標準偏差を計算。平均価格+1標準偏差を次回の貸与価格の上限とし、上限を超える貸与をしている場合は、設定した貸与価格の上限にまで価格を引き下げたものとした。
- ・ 当該シミュレーションを実施したのち、令和6年4月貸与分の各事業所の規模(利用者数ベース)別で、平均貸与額を集計した(次回シミュレーション)。
- ・ 上記のシミュレーションで価格を下げた後のデータを用いて、再度平均価格及び標準偏差を計算の上、同様のシミュレーションを行った(次々回シミュレーション)。

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響

- 各貸与種目のうち、最も貸与件数の多かった1商品について、平成29年10月、平成30年10月、令和3年4月、令和4年4月、令和5年4月、令和6年4月貸与分の貸与価格の分布状況及び、再度貸与価格の上限を設定した場合のシミュレーションを行った。
- 手すり商品Aでは、令和6年4月貸与分において、貸与価格の上限の価格帯に一定の貸与があることが確認できた。次回の価格の上限をシミュレーションしたところ、16.7%が価格の上限を超える計算であり、財政的な影響としてはマイナス0.2%であった。

次回価格上限

R06/04 価格上限

前回 価格上限

価格帯	割合 H30/10	割合 R3/04	割合 R6/04
~1,750円以下	0.5%	0.4%	0.3%
~2,000円以下	4.8%	4.1%	4.7%
~2,250円以下	1.1%	1.9%	1.7%
~2,500円以下	10.1%	8.9%	9.7%
~2,750円以下	6.4%	7.8%	7.4%
~3,000円以下	44.4%	32.0%	33.4%
~3,250円以下	17.5%	29.1%	28.2%
~3,270円以下	0.0%	0.0%	0.0%
~3,280円以下	0.0%	0.0%	0.0%
~3,350円以下	0.1%	1.0%	14.8%
~3,560円以下	2.7%	14.9%	12.5%
3,560円以上	12.5%		

貸与件数の多い各商品について、各年の価格分布の変化を示すとともに、現行ルールに従って次回上限価格を設定した場合の、その上限を超える現行貸与の割合と貸与金額総額の減少幅を推計する。

各年度の価格分布を図の曲線で示している。
図の赤枠で囲われた次回価格上限を、R6/04の分布
に対して適応した場合、この上限より右側の貸与は
上限まで貸与価格が減少することになり、それによる
貸与額変化が下表の赤枠で示されている。

貸与額の変化
▲940,970円

※折れ線は平成29年10月貸与分の実績、平成30年10月貸与分の実績、令和3年4月貸与分の実績、令和4年4月貸与分の実績、令和5年4月実績分及び令和6年4月実績分から再度貸与価格を設定した場合のシミュレーションにおける、貸与価格別レコード数の割合を示している。図表のグラフ内の平均貸与及び貸与価格の上限の縦線の位置は参考情報としての掲載のため、正確な位置とは限らない。

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

③ 経営への影響

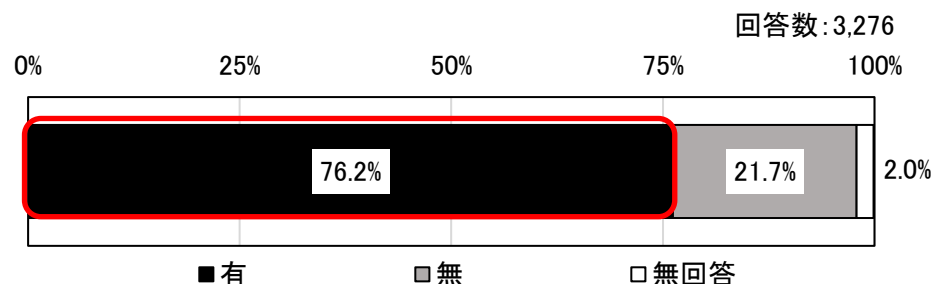
B:事業所調査:事業所票

【上限価格の見直しによる貸与価格・取扱い商品の見直し】

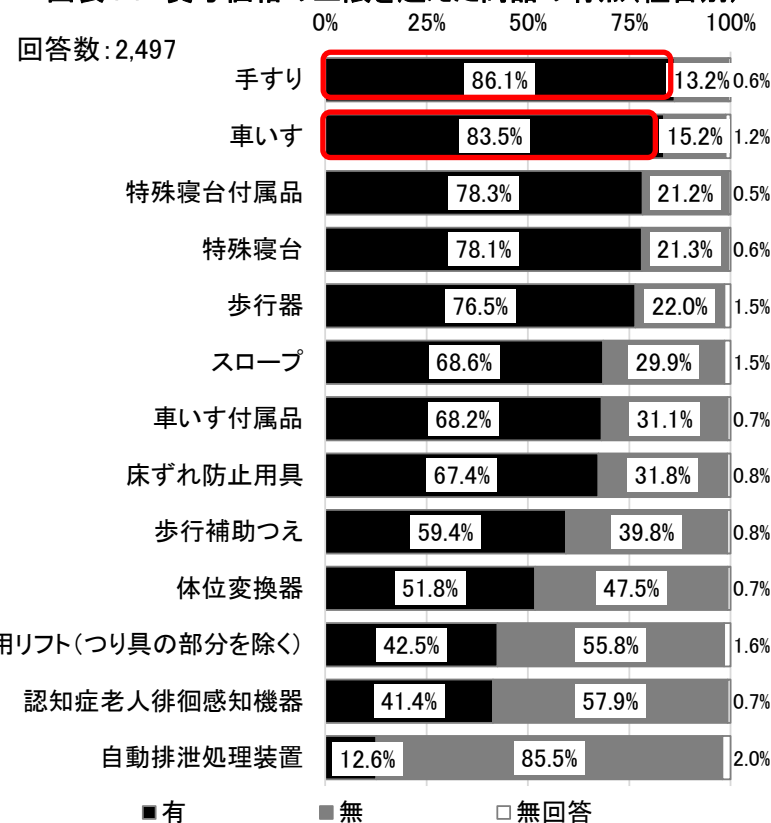
- 貸与価格の上限を超えた品目の有無では、「有」と回答した事業所が76.2%だった。「有」と回答した事業所のうち、貸与価格の上限見直しを理由に実施した内容として、取り扱い商品の見直しについては、「取り扱い商品の見直しは実施していない」が67.3%だった。
- 貸与価格の上限を超えた商品の有無(種目別)では、「手すり」で86.1%、「車いす」で83.5%の順に多かった。

事業所票 問3-1 貸与価格の上限見直しを理由に実施した内容(1)、(3)、(4)

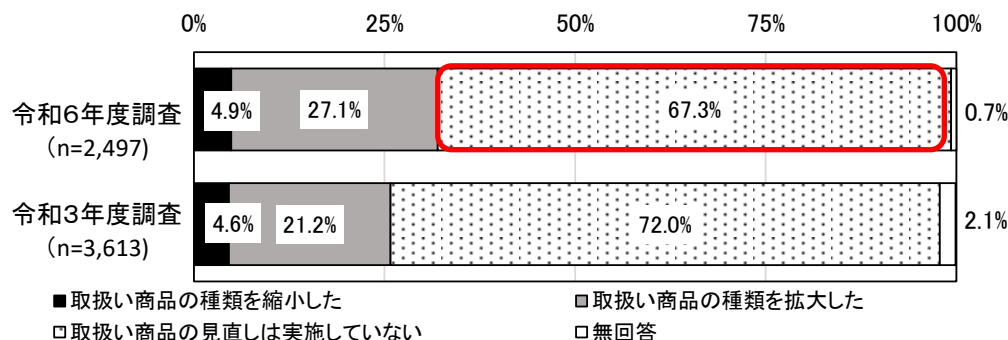
図表9 貸与価格の上限を超えた品目の有無



図表11 貸与価格の上限を超えた商品の有無(種目別)



図表10 貸与価格の上限見直しを理由に実施した内容
取り扱い商品の見直し



(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

③ 経営への影響

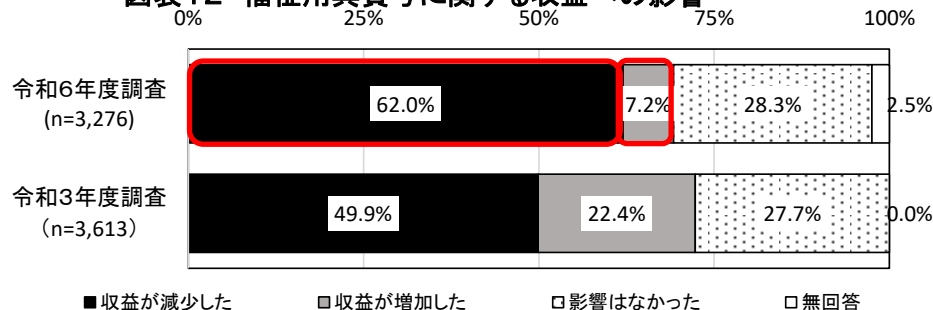
B:事業所調査:事業所票

【収益への影響とその理由】

- 令和6年4月からの貸与価格の上限見直しによる経営への影響について、福祉用具貸与に関する収益は「減少した」と回答した事業所が最も多く62.0%だった。その理由としては「上限見直しにより貸与価格を下げた商品が多いため」が82.8%と最も多く、次いで「利用者数が減少しているため」が31.3%だった。
- 「収益が増加した」と回答した事業所は7.2%であり、その理由は「利用者数が増加しているため」が92.3%と最も多かった。これは、貸与価格を下げたことで収益は減少するものの、福祉用具貸与全体の受給者数が増加しているため(※)、事業所によっては新規利用者へのサービス提供により売上を確保できたためと考えられる。

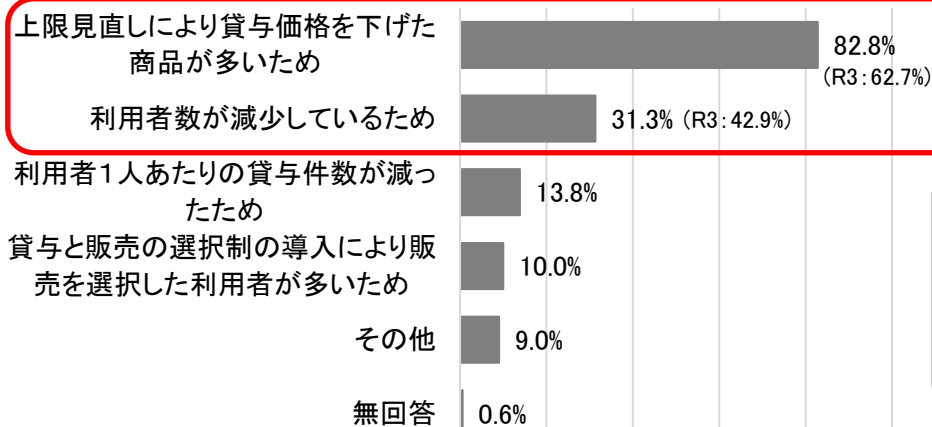
事業所票 問4-1.令和6年4月からの貸与価格の上限見直しによる経営への影響(1)

図表12 福祉用具貸与に関する収益への影響



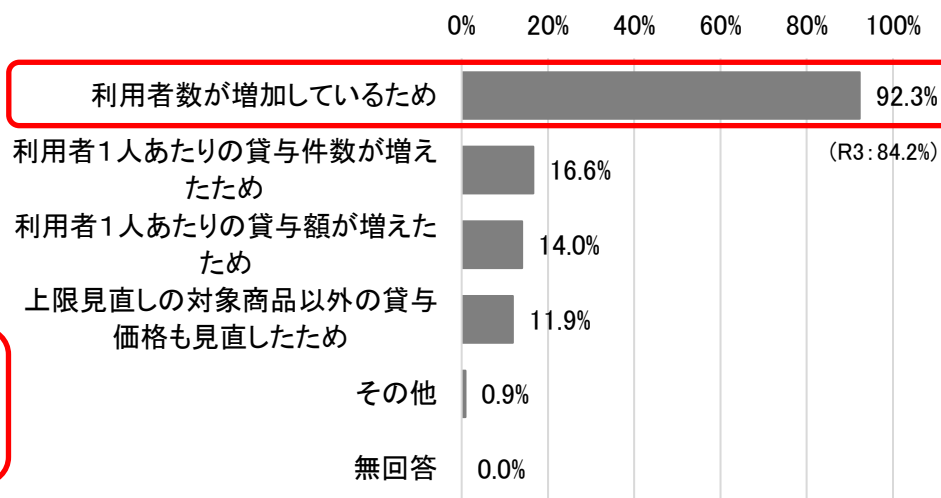
図表13 収益が減少した主な理由【複数回答】

回答数: 2,032



図表14 収益が増加した主な理由【複数回答】

回答数: 235



※ 令和5年度介護給付費等実態統計(令和5年5月審査分～令和6年4月審査分)によると、年間累計受給者数が介護予防福祉用具貸与で5.3%増、福祉用具貸与で2.5%増となっている。

※ 利用者数の増加(または減少)については、事業所の所在する地域における要介護認定者数の違いによる要因も想定されるが、背景の分析は引き続き行う。

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

③ 経営への影響

B:事業所調査:事業所票

【諸経費の変化】

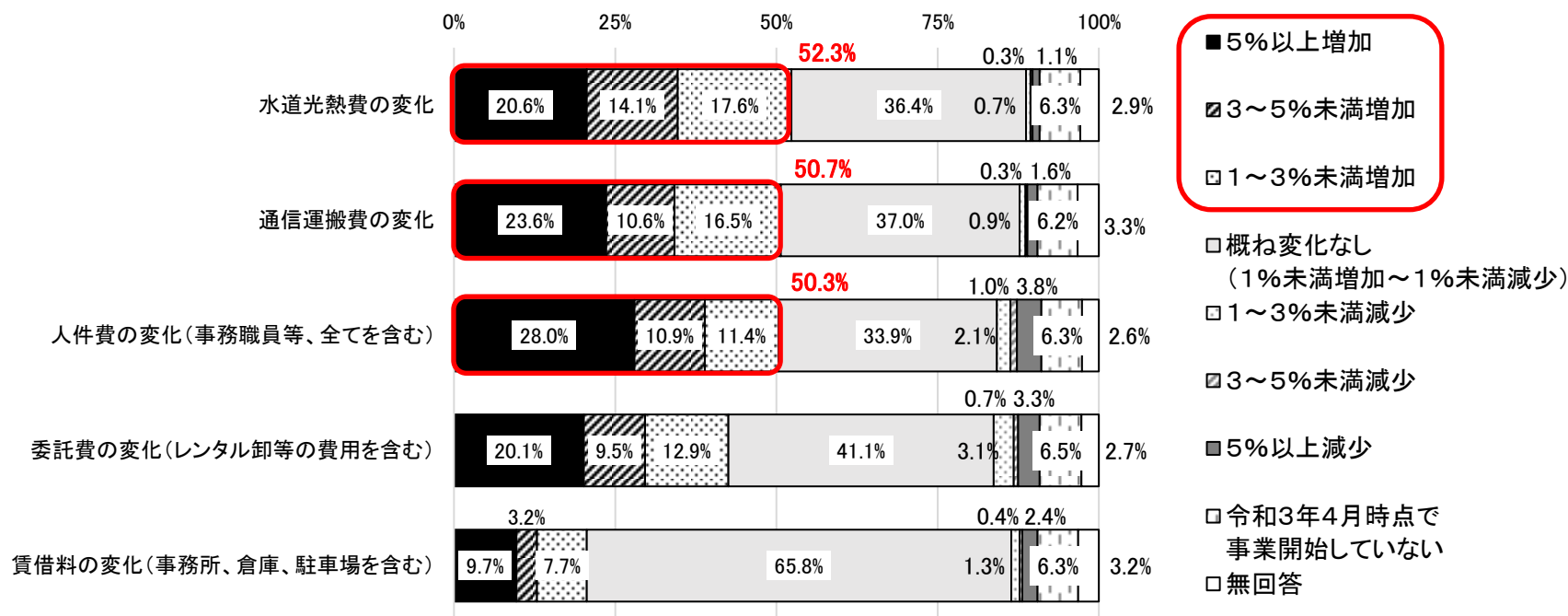
- 事業における諸経費の変化として、令和3年4月の実績を基準とした令和6年4月の実績について回答を得た。増加の回答が多かった諸経費は、「水道光熱費の変化」、「通信運搬費の変化」、「人件費の変化(事務職員等、全てを含む)」の順に多く、全体の5割以上の事業所が「1～3%未満増加」～「5%以上増加」と回答した。特に「人件費の変化(事務職員等、全てを含む)」では、「5%以上増加」と回答した事業所が28.0%と最も多かった。
- 諸経費の変化について「概ね変化なし(1%未満増加～1%未満減少)」の回答も多くみられるが、減少の回答をした事業所は1割未満であった。

事業所票 問4-1.令和6年4月からの貸与価格の上限見直しによる経営への影響(1) 問4-2事業における諸経費の変化

図表15 事業における諸経費の変化

回答数:3,276

【令和3年4月の実績を基準とした、令和6年4月の実績】



(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

③ 経営への影響

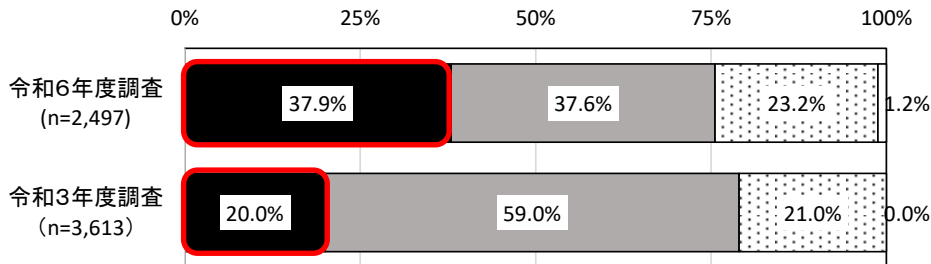
B:事業所調査:事業所票

【仕入先との価格交渉】

- 仕入先との価格交渉については、「実施した」と回答した事業所は37.9%であり、令和3年度調査(20.0%)から17.9ポイント増加した。
- 委託先(レンタル卸等)との価格交渉については、「実施した」と回答した事業所は52.4%であり、令和3年度調査(36.5%)から15.9ポイント増加した。
- 委託先(レンタル卸等)の利用比率の見直しについては、「利用比率を上げた」が47.2%、「利用比率を下げた」が30.8%だった。
- 委託先(レンタル卸等)の利用比率の変化を見ると、「3～10割未満」が24.3%であり、令和3年度調査(21.8%)から2.5%増加した。また、「3割」未満および「10割」と回答した事業所はほぼ変化はなかった。

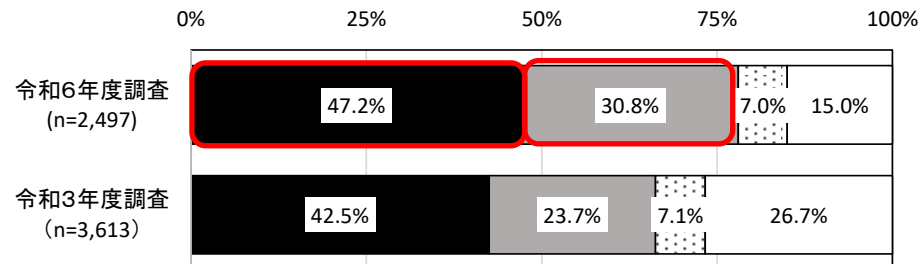
事業所票 問3-1貸与価格の上限見直しを理由に実施した内容(5)、(8)

図表16 仕入先との価格交渉



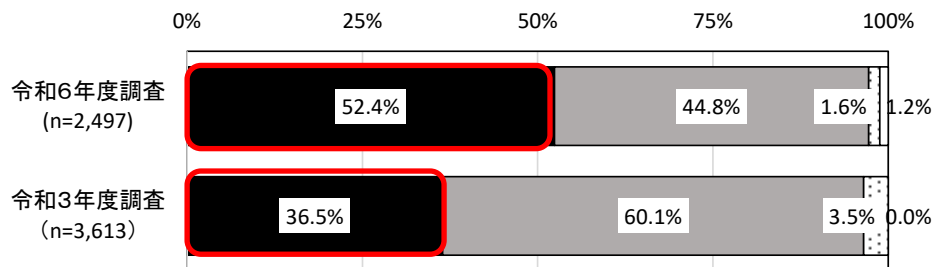
■実施した □実施していない □直接仕入れている商品はない(自社在庫による貸与はない) □無回答

図表18 委託先(レンタル卸等)の利用比率の見直し



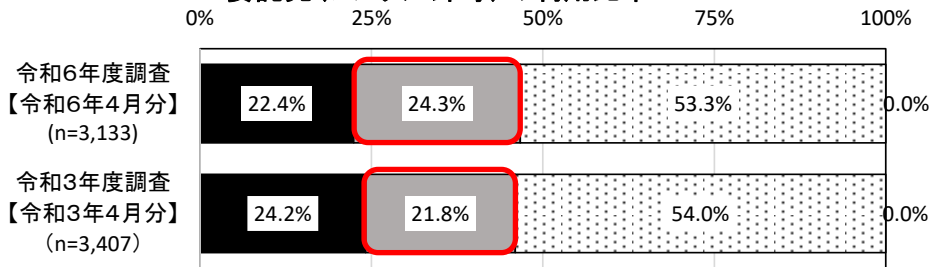
■利用比率を上げた □利用比率を下げた □委託先(レンタル卸等)の利用はない □無回答

図表17 委託先(レンタル卸等)との価格交渉



■実施した □実施していない □委託先(レンタル卸等)の利用はない □無回答

図表19 介護保険による福祉用具貸与件数に対する委託先(レンタル卸等)の利用比率



■3割未満 □3～10割未満 □10割 □無回答

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

④ 事務作業の実施・工夫

B:事業所調査:事業所票

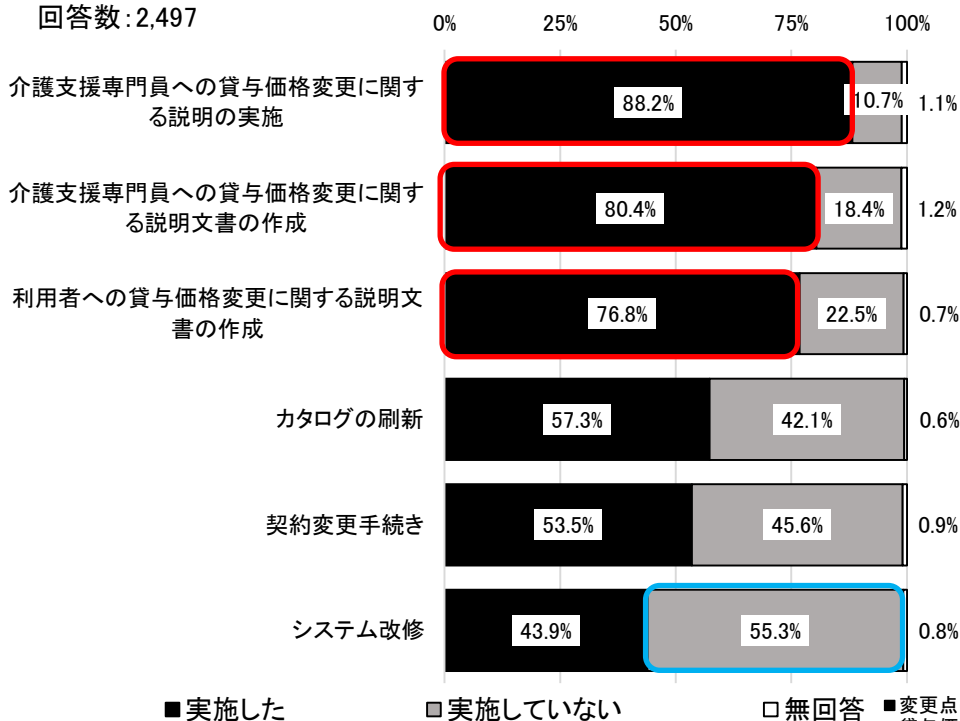
【貸与価格の上限見直しを理由に発生した事務作業】

- 貸与価格の見直しを理由に事業所内で実施した事務作業は、多い順に「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明の実施」(88.2%)、「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(80.4%)、「利用者への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(76.8%)だった。
- 一方、「システム改修」については「実施していない」が55.3%と多く、貸与価格の見直しを理由とした事務作業に対応するための工夫として、「変更点のみ変更する様式等を用意している」が34.2%、「法人本部で一括対応している」が27.1%だった。

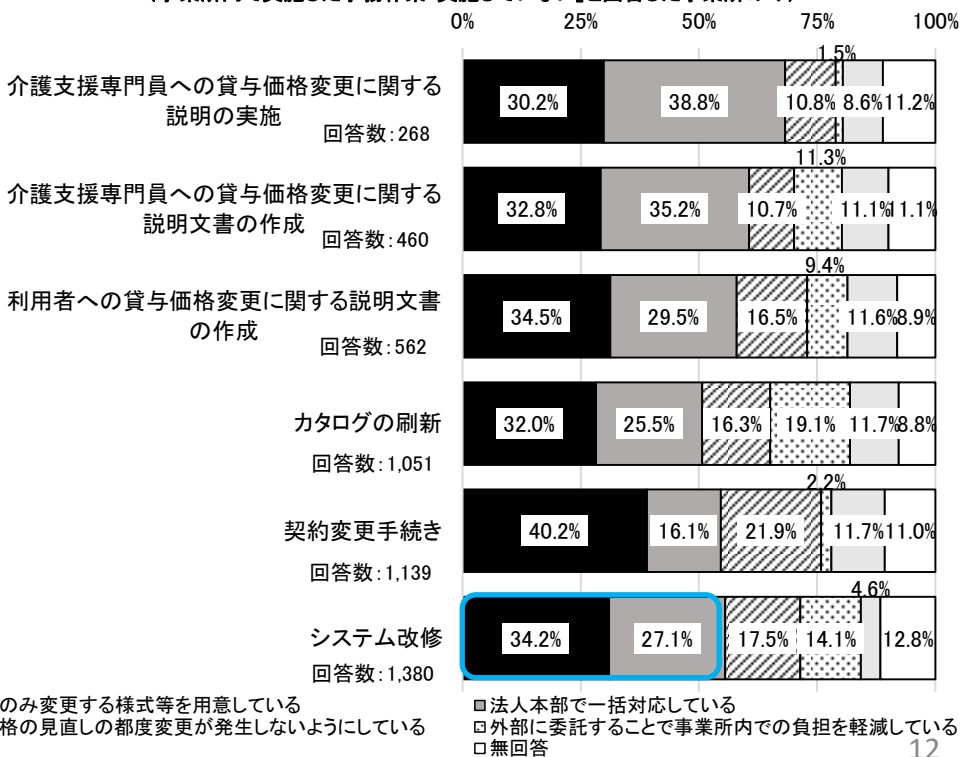
※事業所票 問3-2.令和6年4月からの貸与価格の見直しを理由に実施した事務作業(1)(2)

図表20 事業所内で実施した事務作業【複数回答】

回答数:2,497



図表21 貸与価格の見直しを理由とした事務作業に対応するための工夫
(事業所内で実施した事務作業「実施していない」と回答した事業所のみ)



(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑤ 利用者への影響

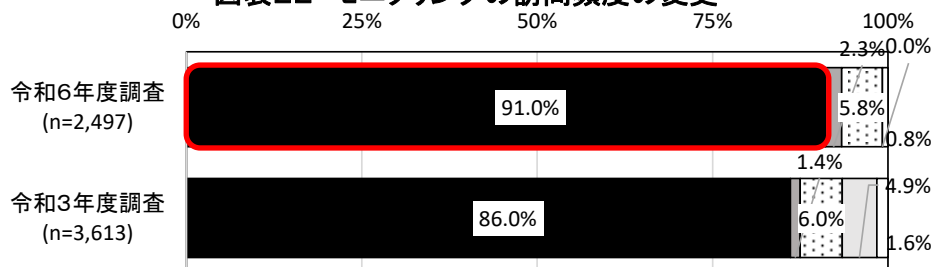
B:事業所調査:事業所票

【利用者へのサービス提供の変化】

- 貸与価格の上限見直しを理由に変更した事業所の方針を確認したところ、事業所が実施するモニタリングの訪問頻度の変更については「変更していない」が91.0%であり、その対応内容の変更も「変更していない」が90.6%であった。(但し、モニタリング訪問の予定は福祉用具専門相談員が利用者の状態等を踏まえ個別に設定するものである)
- 同様に、メンテナンスの実施頻度の変更についても「変更していない」が90.6%であり、訪問時の対応内容の変更も「変更していない」が92.2%であった。
- 上記および令和3年度調査結果と比較して、貸与価格の上限見直しを理由とした事業所としての利用者への対応は変更されておらず、利用者が必要とするサービスは概ね維持されていると考えられる。

※事業所票 問3-3.貸与価格の見直しを理由に変更した事業所としての方針(1)(2)(3)(4)

図表22 モニタリングの訪問頻度の変更



■ 変更していない

□ 次回訪問までの平均的な期間を短縮した(例:半年に1回を3か月に1回とした)

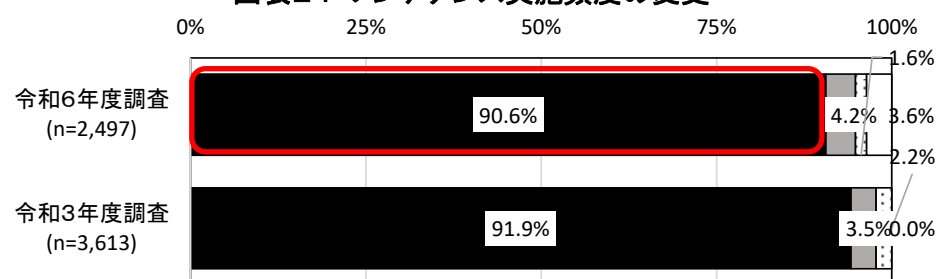
□ 次回訪問までの平均的な期間を延長した(例:3か月に1回を半年に1回とした)

□ 定期訪問を随時訪問に変更した(※)

□ 無回答

※ 令和3年度調査のみの選択肢。その他、令和6年度調査にあわせて令和3年度調査の選択肢を読み替えて比較

図表24 メンテナンス実施頻度の変更



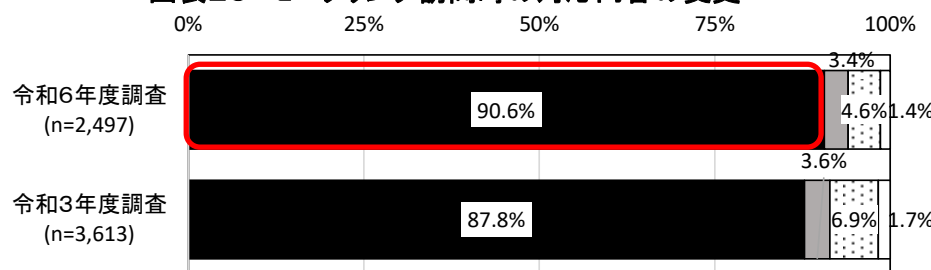
■ 変更していない

□ 定期訪問の期間を延長した(例:3か月に1回を半年に1回とした)

□ 定期訪問の期間を短縮した(例:半年に1回を3か月に1回とした)

□ 無回答

図表23 モニタリング訪問時の対応内容の変更



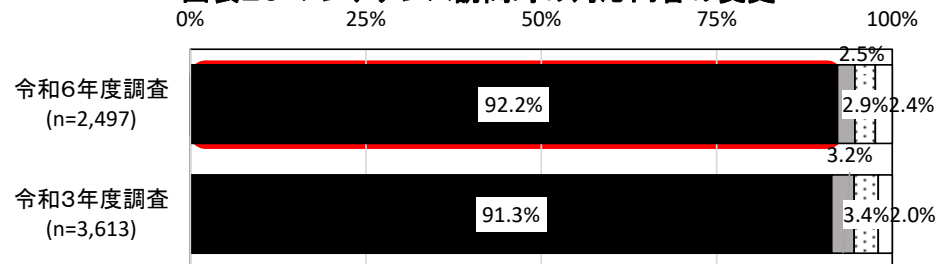
■ 変更していない

□ 変更した(より手厚くした)

□ 変更した(簡素化した)

□ 無回答

図表25 メンテナンス訪問時の対応内容の変更



■ 変更していない

□ 変更した(より手厚くした)

□ 変更した(簡素化した)

□ 無回答

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑥ 選択制の対象となった福祉用具の状況

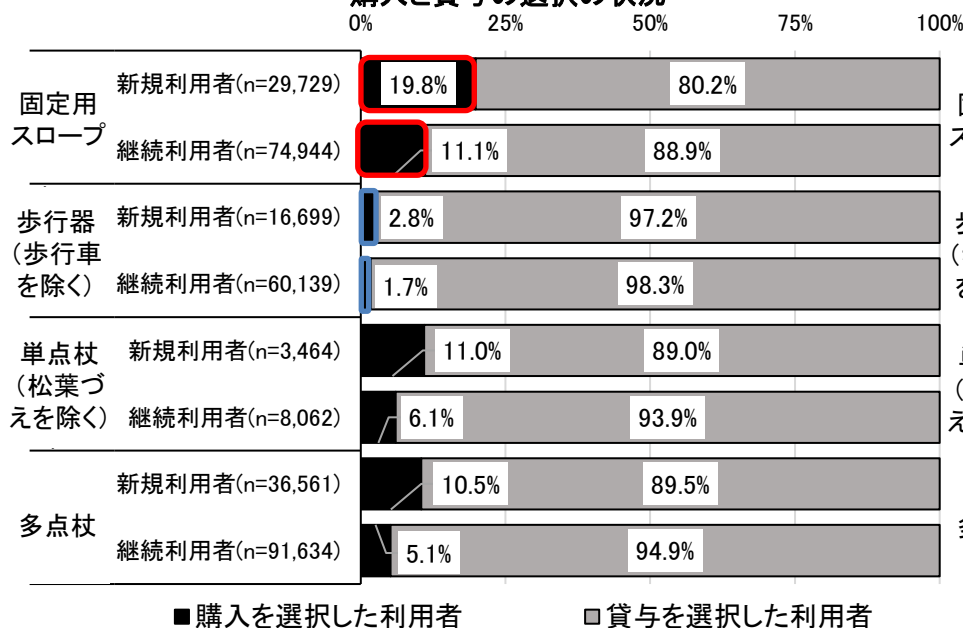
B:事業所調査:事業所票

【購入と貸与の選択の状況】

- 選択制の対象となった福祉用具について、購入を選択した利用者が最も多かった種目は「固定用スロープ」であり、新規利用者(※)が19.8%、継続利用者(※)が11.1%だった。一方、購入を選択した利用者が最も少なかった種目は「歩行器(歩行車を除く)」であり、新規利用者が2.8%、継続利用者が1.7%だった。
- 購入を選択した利用者が購入を選択する際の決め手では、複数の要因が想定されるが、事業所が把握する最も多いものについて回答いただいた。いずれの種目も「長期利用が想定されるため」が約半数と最も多く、次いで「価格が安価なため」であったが、「固定用スロープ」では「メンテナンスの必要性が低い」ため」が新規利用者で12.0%、継続利用者で10.3%だった。

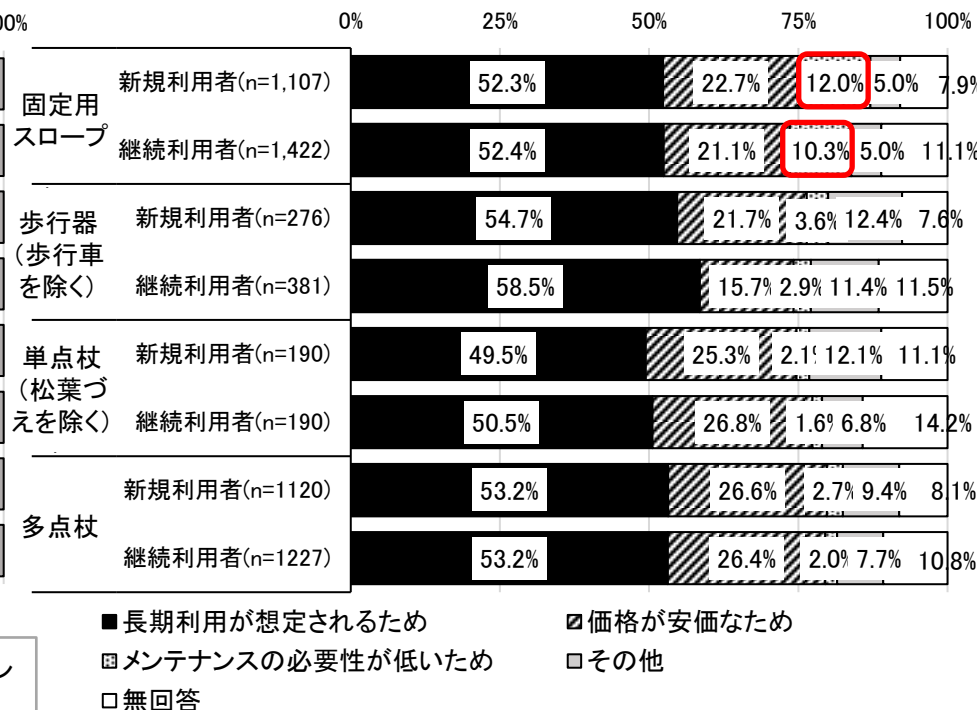
※事業所票 問5-1.令和6年4月～8月のうち、選択制の対象となった利用者数(1)(2)(4)(5)

図表26 事業所全体における、選択制の対象となった人数に対する購入と貸与の選択の状況



※「新規利用者」とは令和6年4月～8月の間に初めて福祉用具利用がケアプランに含まれた利用者、「継続利用者」とは令和6年4月以前より選択制の対象となっている福祉用具の貸与をしていた利用者をいう。

図表27 購入を選択した利用者が購入を選択する際の決め手



(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑥ 選択制の対象となった福祉用具の状況

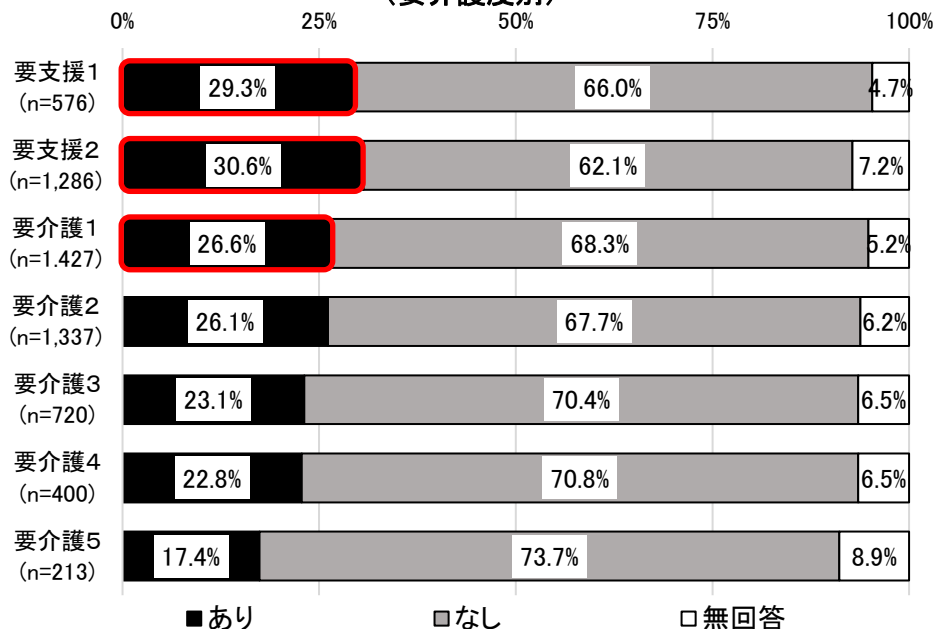
B:事業所調査:利用者状況調査票※1

【選択制導入による利用者の判断】

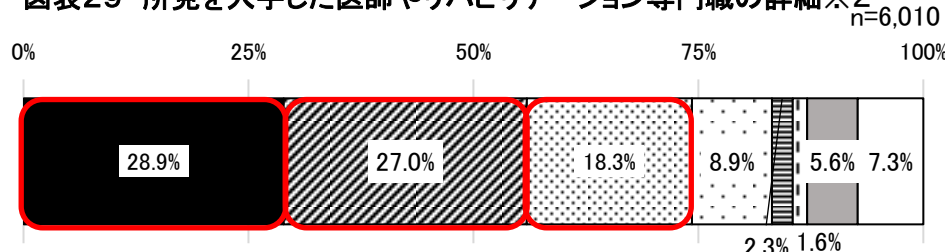
- 選択制の対象となった福祉用具について、要介護度別の購入を選択した種目の有無では、「要支援2」が最も多く30.6%、次いで「要支援1」が29.3%、「要介護1」が26.6%であり、軽度の利用者が多い傾向だった。
- 調査対象となった利用者について、所見を入手した医師やリハビリテーション専門職の詳細は「外来の主治医・かかりつけ医」が最も多く28.9%、次いで「介護サービス事業所のリハビリテーション職(PT・OT・ST)」が27.0%、「入院先の主治医・かかりつけ医」が18.3%だった。

※利用者状況調査票 問3-1.選択制導入による利用者の判断(2)、問3-2.選択制に関する説明・提案の対応(3)

図表28 選択制導入による利用者の判断(購入を選択した種目の有無)
(要介護度別)



図表29 所見を入手した医師やリハビリテーション専門職の詳細※2



- 外来の主治医・かかりつけ医
- ▨ 介護サービス事業所のリハビリテーション職(PT・OT・ST)
- 入院先の主治医・かかりつけ医
- 医療機関(病院・診療所)のリハビリテーション職(PT・OT・ST)
- ▨ 入所していた介護保険施設の主治医・かかりつけ医
- ▨ 入所していた介護保険施設のリハビリテーション職(PT・OT・ST)
- その他
- 無回答

※2 選択制の判断・プロセスとして、「介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等に基づき サービス担当者会議等で得られた判断を踏まえ、利用者等に対し、貸与又は販売に関する提案を行う。」とされている。

※1 利用者状況調査票は、事業所票で回答を得た「選択制の対象となった利用者数」の中から、事業所内で無作為に1事業所あたり2名の利用者を抽出し回答を得ている。よって、図表26「事業所全体における、選択制の対象となった人数に対する購入と貸与の選択の状況」での購入を選択した利用者数と、図表28、29で集計対象となっている利用者数には乖離がある。

(2). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑦ 上限価格の見直し及び選択制の導入による事業所対応と経営等への影響

C. 貸与事業所ヒアリング調査

- 実態調査で把握した結果について、その実務の詳細や経営への影響等について3事業所を対象にヒアリング調査で確認した。
- 貸与価格を見直した際の事業所の事務負担については、カタログ見直し、システム更新などもあるが、利用者、介護支援専門員への説明等の対応の方が負担が大きいということがわかった。
- 事業所の経営については、上限価格の見直しによる貸与価格を下げるということよりも、法人規模にもよるが、諸経費（人件費・運搬費等）の増加の方が影響が大きいということがわかった。
- 選択制の導入については、主に福祉用具専門相談員が利用者へ説明することが多く、多職種からの意見なども参考に利用者が貸与または購入の選択を行っており、制度の趣旨にそった運用が行われていた。

図表30 ヒアリング調査結果

ヒアリング項目	主な調査結果
上限価格の見直しによる事業所の事務負担への影響	・改定に伴いカタログの見直しが必要な事業所では、事務負担軽減のために予め上限価格にかからないように全国平均価格を参考に事業所としての価格設定を行っていた。（小規模事業所2カ所） ・貸与価格が変わる際の利用者への説明は主に福祉用具相談員が実施し、介護支援専門員にも福祉用具専門相談員から連絡を行っていた。貸与利用中の利用者のうち6割以上は価格が変わり、説明が必要となった。（小規模事業所2カ所） ・貸与価格を見直した際には、カタログやシステムの更新よりも、介護支援専門員や価格見直しの対象となった全ての利用者への説明、契約変更等の対応の方が、現場の福祉用具専門相談員にとっては負担が大きい。（小規模事業所）
上限価格の見直しによる経営への影響	・上限価格の見直しにより価格が下がるが、他の商品の価格を上げることは基本的に行わないため、収益は事実上減少する。これによる見直しの対象商品は1%以下、100円単位の変化であり、経営への影響はさほど大きくない。むしろ、物価上昇に伴う諸経費（特に水道光熱費と人件費、燃料費）の増加の方が経営への影響が大きい。（3事業所共通） ・法人規模の大きい事業所では、事業所に按分される法人としての諸経費の負担も大きくなっている。（大規模事業所）
貸与と販売の選択制の導入	・選択制の説明は福祉用具専門相談員が利用者宅を訪問し、主に価格についてカタログを用いて行っている。また貸与と販売の異なる点として、販売の場合、故障時には自己負担での修理となることを説明している。特に該当する利用者の多い固定用スロープについては、全ての利用者へ説明が行き渡るのに時間がかかっている。（3事業所共通） ・選択制の導入にあたっては、福祉用具専門相談員から利用者へ説明し、利用者が購入の意向を決定する。利用者の意向を介護支援専門員へ連絡し、多職種への意見聴取（一部、介護支援専門員が医療機関等へ聴取）を行い、購入の場合には行政に対する特定福祉用具販売の手続きを実施するという流れになる。（3事業所共通） ・購入の決定プロセスでは、利用者はサービス担当者会議等での多職種からの意見を参考に意思決定をしている。（小規模事業所） ・利用者負担について、概ね多くの福祉用具が千円台（1割負担の場合）で購入できるため大きな負担ではない。（大規模事業所）